



国住指第 4185 号
平成 27 年 2 月 13 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の
取扱い等について（技術的助言）

子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 26 年政令第 412 号。以下「整備政令」という。）が平成 26 年 12 月 24 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。この整備政令の内容については、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について（通知）」（平成 26 年 12 月 24 日付府政共生第 1191 号、26 文科初第 996 号、雇児発 1224 第 1 号）において、既に通知されているところです。

整備政令のうち、建築基準法施行令の一部改正においては、幼保連携型認定こども園が、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）上の「学校」及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）上の「児童福祉施設」に位置付けられることに伴い、所要の改正を行ったところです。具体的には、幼保連携型認定こども園が子どもに対する教育と保育とを一体的に行う単一の施設として制度化されたことを受け、建築基準法施行令においては、幼保連携型認定こども園に対して幼稚園及び保育所と同じ規制（基準が異なる場合にはより厳しい方の規制）を適用するよう整理しています。

しかしながら、幼稚園と保育所とで適用される基準の内容が異なるものについても、建築物の延べ面積や構造種別等の条件によって適用されない場合もあるなど、必ずしも全ての建築物に適用されるものではありませんので、個別の事案ごとに基準の適否を判断し、適切に対応されるよう十分留意願います。

本制度の円滑な施行に向けて、施設所有者等からの相談には、事前相談の段階から丁寧に対応するとともに、教育担当部局（私立学校担当部局を含む。）や福祉担当部局等の関係部局と日常的に情報共有を行うなど、緊密に連携するようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。